

## 小牧市市政戦略本部設置要綱

〔平成23年6月28日〕  
〔23小市政第141号〕

### （設置）

第1条 都市経営の観点から市政運営における主要課題の早期解決に向けた方向性及び方針について集中的な議論を行い、新たな時代に対応する行政モデルを構築するため、小牧市市政戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市政運営における主要課題に関する事項
- (2) その他本部長が必要と認める事項

### （組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、市職員のうちから市長が任命する。

### （本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

### （戦略会議）

第6条 本部は、主要課題に関して専門的な知識又は経験を有する者と議論を行うため戦略会議を置くことができる。

2 戦略会議の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

### （プロジェクトチーム）

第7条 本部は、主要課題に関する議論を効率的に進めるため、必要な事項について調査研究するプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームの委員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 プロジェクトチームの委員は、第1項の調査研究が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、プロジェクトチームの組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、市長公室秘書政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。